

日印会商 1933～34年

— 戦前期日本経済外交の一画期 —

いし 井 おおむ
石 井 修

はじめに

I 背景

II 交渉の経過

おわりに

はじめに

1930年代、日本は国際政治・経済のなかで孤立を深めていったが、今では歴史の片隅に押しやられてしまった1933年後半の「日印会商」はこの過程における一つの里程碑をなすものであった。周知のごとく、大恐慌下、日本は高橋是清蔵相の積極財政政策と為替安をてこした輸出ドライブにより他国に先がけて不況からの脱出を遂げたが、反面、雑貨や綿製品など、安価な日本商品の世界市場への急速な進出は他の先進工業国との間に深刻な経済摩擦を惹起する結果となった。各国は競って対日輸入障壁を築き、そのため国際貿易に全面的に依存した日本は危機感を深めたが、あたかも国際連盟脱退以後、外交的孤立感を抱いていたこととあいまって、日本は経済ブロック化と軍事化へ急速に傾斜していった。

しかしながら、この経済ブロック化と軍事化が強調されるあまり、日本が同時にこの過程で、少なくとも日中戦争勃発までの時期に、各国との間に活発な経済外交を展開したという事実が忘れられがちである。1930年代を通じて日本は日印会商を筆頭に、「日英民間会商」、「日蘭会商」、日比綿布協定、日米貿易交渉、「日濠会商」など一連の通商交渉を行ない、年ごとに厳しさを加えていく世界の貿易情勢のなかで日本の輸出を維持するよう努めたのであった。

日印会商はそれらの交渉のなかでもとくに1930年代の日本の経済外交のテストケースをなすものであり、新たな国際環境のなかで、日本の政府関係者や民間人が対外経済関係の困難さをつぶさに経験したという点で、昭和史におけるひとつの重要な結節点をなしたと考えられ

る。しかし、そのような歴史的的重要性にもかかわらず、この通商交渉に関する本格的な研究は、少なくとも筆者の知る限りでは、ほとんど存在していない(注1)。幸い、イギリス政府は近年、戦前の公文書を大量に公開した。その結果、これらイギリス側資料と、日本国内に保存されている日本側政府資料とを、あわせて検討することにより、ここに日印会商の史的再構築が可能となった(注2)。

本稿はこの会商を外交史的観点から跡づけることをその主たる目的としている。日印会商がたんなる日本・インド間の経済交渉ではなく、実は日英関係および英印関係の二つのより大きな枠組に強く規定されていた事実を考えると、本稿の外交史的アプローチは十分な意味をもつと考える。とくにイギリス政府資料の利用により、日印会商の過程におけるインド政庁の意志決定にどの程度イギリスの利害関係が反映されたかというような事実が、ここにかかなりの程度具体的に明らかになったと思われる。このような点にこれまでの関連文献と本研究との相違点がみられるであろう。

本稿では会商の経過を追うことに主として力が注がれているが、むしろこのテーマの持つ他のさまざまな意味合いを意識していないわけではない。まず、最も重要な問題は政府と財界との関係である。これは大きく言えば国家意志が最終的にどのように決定されるかを意味するものであり、筆者の学問的関心もこれにつきるのである。このテーマに深くかかわる他の問題点としては、この時期における綿業界の日本経済全体のなかでの位置、綿業界の日本財界内部での地位などがあり、また関東の財界と関西の財界との利害関係の相違も重大な点であるが、これはおのおのの対外姿勢に反映されており、前者は後者と比べた場合よりインタナショナルな面を示していた。そしてこれらの問題点は当時の日本における重工業界と軽工業界との間の関係、またそれらの国際経済のなかでのかかわり方、などとも無関係ではない。同様の問題点は相手方のインドやイギリスにおいても指摘できよう。

しかしこのような問題は本稿の取り扱うテーマの範囲をはるかに超えるものであり、正面から取り組むことはしなかった。本研究は前述のように日印会商の外交史的研究の域を出ない。ただその際、国内事情や特定産業の事情——この場合、日本、インド、イギリス——が外交の場にどのように反映されるかという点については、ある程度明らかにされたと思う。

(注1) 日印会商に関する本格的な個別研究は、筆者の知る限り、まだ存在しない。しかし、会商やその前後の事情を扱った(または言及した)二次資料は、筆者の未見のものも含めて、かなり存在する。まっ先に挙げねばならないのは、日本学術振興会編(外務省監修)『通商条約と通商政策の変遷』(条約改正関係日本外国文書別冊)世界経済調査会 1951年である。1200ページにおよぶこの膨大な出版物は約80ページを日印間の通商関係に割いているが、日印会商の経過そのものに関する記述はかなり簡略である。その他、この会商についての資料としては、たとえば、下田正美『印棉不買と大阪』大阪都市協会 1933年、シムラ会編『日印会商』日印会商刊行会(日本綿業倶楽部内) 1954年、東棉40年史編纂委員会『東棉40年史』東洋棉花株式会社 1960年などが挙げられる。また筆者未見のものに日本綿業倶楽部『内外綿業年鑑』1933年および1934年版、日印通商協議会『日印会商史』1942年、それに小野慶太郎『日印会商』(出版社、年不明)などがある。

最近では、大形孝平編『日本とインド』三省堂 1978年が日印会商を含む戦前における日本・インドの経済関係に数ページを割いている。またYamamoto, Mitsuru, "Latecomers in the Industrialized World," paper delivered at the Trilateral Conference, ISA-BISA-JAIR, Tokyo, October 1977 は不安定な現在の国際政治経済を考察する朝日新聞社主催のシンポジウムで発表された論文であるが、後発国日本が惹き起こした戦前期の経済摩擦の例としての日印会商を論じている。細谷千博「ジョージ・サンソムと敗戦日本」『中央公論』1975年9月号)はサンソムと日印会商とのかわりあいに言及している。

最後に、英文のものとして、Drummond, Ian M., *British Economic Policy, 1919-1939*, London, George Allen & Unwin, 1972 および Redford, Arthur, *Manchester Merchants & Foreign Trade, Vol. II 1850-1939*, Reprint, New York, Augustus M. Kelley, 1967 を挙げるにとどめる。その他は注に

あられる文献を参照されたい。

(注2) この研究に用いた政府資料は以下のとおりである。

イギリス側——FO は外務省文書、BT は貿易省文書、そして CAB は閣議資料を指し、いずれもロンドンの Public Record Office に所蔵されている。またインド省文書はこの研究に関するものは外務省や貿易省の連絡用コピーがほとんどであるが、インド省スタッフによる Minute Paper は役にたった。インド省文書はロンドンの India Office Library and Records に所蔵されている。

日本側——1) 大蔵省財政史室所蔵「昭和財政史資料——日印会商関係、昭和第4号、138-142冊」。

2) 外務省外交資料館所蔵 E 3.1.1.4「帝国貿易政策関係雑件——対印度、錫蘭、緬甸、馬來、香港」。

3) それに第一次資料ではないが、通産省商工政策史編纂室所蔵『史談会速記録』は有益であった。これについては注において説明する。

I 背景

「ランカシャの将来は、インド市場の相当部分の回復如何に強くかかっている」。これは1932年夏オタワ帝国会議の準備期間中に、イギリスのマンチェスター商業会議所が作成した覚書の一節である(注1)。インドは伝統的にランカシャ綿業にとっての最大の市場であったが、第1次大戦以後、この地域でのイギリスの地位は安泰でなくなった。それは、(1)インドの国内綿工業の台頭と保護主義、(2)インドによるイギリス商品ボイコットなどの反英運動、(3)ランカシャ綿業自体の弱体化、(4)日本商品による競争の激化、などによるものであった。

第1次大戦中、イギリスは自己のインド綿布市場における勢力後退により、日本が進出を強める可能性を憂慮したこともあって、インド国内の綿工業の発展を奨励するとともに、関税設定に関する権限をも与えた。1923年インドに関税委員会が設置されたのはそのあらわれであった。1926年には歳入目的のインド国産の綿製品に対する国内消費税が撤廃された結果、インドの綿業界の地位はイギリスとの関係においていちだんと有利になった。かくしてイギリスの綿業者としては戦後期のインドからの競争をある程度、やむをえないものとして認め、自らは高級品に重点を移すことによりインド綿布市場を保持しようと努めるしかなかった。このように英印間において基本的な対抗関係が存在したのであったが、それは19

20年代後半に顕著になった日本綿布の進出という共通の脅威のまえにいちおう陰蔽された形となった(注2)。

大不況の波はインドにも押し寄せてきたが、1930年2月インド政府は綿製品に対する関税上げを公表した。ランカシャの綿業界はむろん反対を唱えた。日本の業界も大阪の大日本紡績連合会(会長、阿部房次郎)を中心に、強い抗議を行なった。しかし新関税はイギリス内閣の承認を得て4月に発効した。税率はイギリス綿製品が従価15%、その他の国の製品はそれより5%高い20%で4月4日をもって実行された。これはイギリス製品と非イギリス製品を区別する差別関税の最初のものであった。

しかしこの差別関税もランカシャー綿業にとっては焼け石に水のようなもので、イギリスの対インド綿布輸出は減退する一方だった。それはひとつには大恐慌の影響によるものであったが、もうひとつはインドの民族運動の結果でもあった。1930年4月、マハトマ・ガンディー指導下のインド国民会議派はイギリス品ボイコットを行なったが、これは圧力でランカシャー綿業界にインド統治法改正を支持させようとしたものであった。翌31年3月12日、インド総督とガンディーとのあいだにボイコット停止のとりきめが行なわれたが、実際にはボイコットは続けられた。

そのようなときに、インド側は綿製品関税再引上げを提案した。ランカシャーの業界はロンドンの政府当局に抗議した。かれらは1930年の新関税以来、インド向け輸出の大幅な低落が起こった事実をあげて苦境を訴えた。

しかし関税はイギリス品20%、その他の国の製品25%とする再引上げが行なわれた。9月には再度引上げが行なわれ、イギリス綿布に対して従価25%、その他の国のものに対して31.25%という税率が決められた(注3)。

このようなインド側の輸入抑制策にもかかわらず、日本のインド向け綿布輸出はなお増大を続けた。その背景には日本の綿業界が満州事変後の中国の日貨ボイコットのあと、中国市場から大きな後退を強いられたため、今度はインドに全力を集中するようになったという事情があった。その輸出振興策の主要な武器となったのは、他国よりソーシャル・ダンピングと非難され、金解禁以来実行された合理化と、安売りに基づいた、輸出品の低価格であり、また1931年末の金輸出再禁止以来採られた低為替政策であった。日本のインド市場における勢力拡張は、イギリスに対する市場シェアの変化に表われている。1929年におけるインド綿布市場でのシェアは、イギリス65%、日本29.3%であったものが、1932年には日英

第1表 インドに輸入された綿製品総額中日英両国の百分比

年	イギリス	日本
1913~14	97.1	0.3
1922~23	91.2	6.8
1923~24	91.2	8.2
1924~25	88.8	8.5
1925~26	88.5	13.9
	82.3	
1926~27	82.0	13.6
1927~28	78.2	16.4
1929~30	65.0	29.3
1930~31	58.8	36.1
1931~32	49.0	43.0
1932~33	48.7	47.3
1936~37	54.8	40.1
1937~38	54.9	39.1
1938~39	45.0	49.9

(出所) D・H・ブカナン著、東亜研究叢書刊行会編訳『印度の近代工業』東亜研究叢書刊行会蔵版河出書房 348ページ。

第2表 日本イギリスその他の対インド向け綿布輸出量

(単位: 100万ヤード、金額単位は100万ルーピー)

年次	日本		イギリス		その他		合計額	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
1929~30	562	—	1,236	—	85	—	1,883	—
1930~31	320	59	521	125	42	15	883	199
1931~32	340	55	377	79	35	9	752	143
1932~33	579	78	586	119	29	10	1,194	207

(出所) 日本学術振興会編(外務省監修)『通商条約と通商政策の変遷』(条約改正関係日本外交文書別冊)世界経済調査会 1951年 15ページおよびインド省文書(ロンドン), L/E/9/1244, Coll, no. 157, File 8/L Minute Paper, E & O 7022。

の地位はいび並び、イギリス48.7%、日本47.3%となった(注4)。

不況にあえぐインド国内およびイギリスの綿業者からの強い要求の結果、1932年8月、関税はさらに引上げられ、イギリス綿布25%据置きに対し、非イギリス製品は50%となった。しかし日本からの輸入はいっこう衰えを見せないため、インド政府はイギリス政府の同意を得て、ついに1904年に締結した日印通商条約を破棄する旨、1933年4月に宣言した(注5)。インドのこの突如の措置に日本は大きく動揺した。在京のイギリス大使館でさえ慌てたほどだった。この時期にはちようどイギリスは西ア

フリカを日英通商条約の適用外に置く動きを示していたため、日本の国内では、満州問題に関して、イギリスが対日制裁を考えているのではないかとの疑いもたれていた。日本の対英感情はここに急激に悪化した。5月、イギリス大使館は本国に日英関係の「安全度は危険な水準までに低下し」、ついに「転回点」に達したと報告した。イギリス大使館の経済参事官で知日家であるジョージ・B・サンソム (George B. Sansom) も、現在のような「反英感情はかつてなかったものである」と伝えただけである。しかしイギリス本国の外務官僚の一部には、日本人は「極端に自己中心的、島国的精神構造」の持主であると映った。

この世界的大不況という非常時に日本は世界の経済混乱を省りみず、輸出品を世界に氾濫させているのは、あまりにも利己的であるというものである。しかし、同時にイギリス外務省の大勢としては極東の安定のためには、日英間の友好関係は不可欠のものであるとの認識をも強くもっていた(注6)。

インドは条約破棄と同時に新たな関税引上げを求めたので、5月24日、イギリスの内閣は検討を加えた。この席で、外務大臣ジョン・サイモン (Sir John Simon) は再引上げに反対、インド担当大臣サミュエル・ホア (Sir Samuel Hoare) はインド産業育成の見地から賛成論を述べた。結局、閣議は関税引上げを認め、6月6日インドの輸入綿布に対する再引上げ後の新しい税率はイギリス品25%のまま、非イギリス品75%と発表された。日本の受けたショックは大きく、とくに日本の繊維メーカーは口頭による抗議がならぬ効果をもたないことを痛感し、ついに6月13日をもって、インド綿不買という強硬な手段に訴えることを決定した(注7)。その急先鋒に立ったのが、大日本紡、日清紡、伊藤忠などの大阪の業者であったが、かれらは、大英帝国のすべての商品ボイコットを主張したり、なかには現状打開の手段としては軍備拡張しかないなどと考える者もいた。しかし、日本の指導層のなかでも、大阪業界の戦闘性を以前より、にがにがしく思っていたものもあり、内大臣・牧野伸顕などその1人であった(注8)。

これら大阪人のうちでも、とりわけ反英的で強硬派であったのが鐘紡社長の津田信吾であった。日本はインド綿とオーストラリア羊毛の大口の買手であるので、ボイコットは有効な武器となると、かれは確信していた。他の関西の実業家もおおむね津田と同様、強気であった。インドの対英貿易は赤字、対日では黒字という事実か

第3表 日本への綿花輸入額およびその輸入先

(単位: 1,000トン)

年次	総額	インド	アメリカ	その他	輸入総額中 インド綿の 占める割合 (%)
1913	402	240(133)	103	69	59.7
1926	700	352(197)	271	77	50.3
1927	769	299(166)	382	88	38.8
1928	585	276(153)	232	77	47.2
1929	648	308(171)	269	71	47.5
1930	574	283(157)	233	58	49.3
1931	694	289(163)	312	94	41.7
1932	766	164(91)	545	57	21.4
1933	748	238(133)	445	65	31.8
1934	754	347(195)	389	18	46.0
1935	736	305(170)	345	86	41.4
1936	911	403(224)	356	157	44.2
1937	904	420(234)	253	213	46.5
1938	562	185(103)	195	182	32.9
1939	604	203(113)	172	229	33.6

(出所) 日本学術振興会編纂(外務省監修)『通商条約と通商政策の変遷』(条約改正関係日本外交文書別冊)世界経済調査会発行 1951年 901~902ページ。

(注) 1トン: 16.7担(5.56俵)として計算する。ただし()内は万俵。

第4表 インド綿花産額および日本への輸出額

年次	総産額 (1,000 トン)	輸出総額 (1,000 トン)	輸出総額 の総産額 に対する 割合 (%)	国内消費 および次 年度への 持越額 (1,000 トン)	日本へ の輸出 額が占 める割 合(%)
1913	777	540	69.5	237	44.4
1926	1,128	578	51.1	550	60.9
1927	1,082	487	45.0	595	61.4
1928	1,049	636	60.6	446	43.4
1929	951	713	75.0	238	43.2
1930	948	738	77.8	210	38.3
1931	737	580	78.7	157	49.8
1932	768	322	58.5	446	50.9
1933	927	608	65.6	319	39.6
1934	880	740	84.1	140	42.8
1935	1,077	622	57.8	455	49.0
1936	1,145	571	49.9	574	70.6
1937	1,056	724	68.6	332	58.0
1938	915	662	72.3	253	27.9
1939	907	—	—	—	—

(出所) 第3表に同じ(902~903ページ)。

ら、ボイコットはインド経済を混乱に落とし入れることは間違いなく、これはさらにイギリスのインドと関係を持つメーカーや輸出業者を痛めつけることになる、と津田をはじめ大阪綿業界は考えた。かれらはまたボイコットは、インド国内の綿業者と綿花栽培者とを分裂に導き、

インドの政治状況を悪化させるであろうとも予想した(注9)。かれらにとって幸いだったことには、日本の綿業界の原綿の手持ちには余裕があった。アメリカより過去2年間大量に仕入れていたからである。予期したとおり、日本のボイコットの影響は甚大であった。1933年の終わりに、インドの原綿価格は暴落した(注10)。このように1933年の夏、日本とインド、イギリスの間には貿易戦が戦われていたが、その解決を目指す交渉がインドで行なわれることとなったのである。

(注1) Redford, *op. cit.*, p. 284.

(注2) *Ibid.*, pp. 280-281; Drummond, *op. cit.*, 125-126; 和田日出吉『紡績コンツェルン読本』春秋社 1938年 115ページ。

(注3) Hubbard, G. E., *Eastern Industrialization and Its Effect on the West* (London: Oxford University Press, 1935), p. 276; Drummond, *op. cit.*, pp. 126-127; Redford, *op. cit.*, p. 281; 東棉40年史編纂委員会『東棉40年史』(東洋棉花株式会社 1960年), 116ページ〔以下『東棉』と略称〕。

(注4) Kawakami, K. K., "Britain's Trade War With Japan," *Foreign Affairs*, XII (April 1934), p. 484; Hindmarsh, Albert E., *The Basis of Japanese Foreign Policy* (Cambridge, Mass., Harvard University Press, 1936), pp. 197-198.

(注5) Drummond, *op. cit.*, p. 133; Kawakami, *op. cit.*, p. 485; 『東棉』116ページ。大恐慌下のインドの綿業界は深刻な経営難に陥った。とくにボンベイでの打撃は甚大であった。たとえば、1932年ボンベイの40の一流綿布製造会社のうち28社が配当を行なうことができなかった。関税引上げ運動の背後にはボンベイ綿業者協会のH・P・モーディ(H. P. Mody)の活躍があったと考えられている(『外交時報』1934年2月1日号 135ページ参照)。

(注6) Snow to Simon (August 29, 1933) BT 11/219 (F6141/1203/23); Snow to Wellesley (May 13, 1933) FO 371/17152 (F5080); Minutes by Randall, *op. cit.* また、Ann Trotter, *Britain and East Asia, 1933-1937* (London, Cambridge University Press, 1975), p. 30 参照。

(注7) Drummond, *op. cit.*, pp. 133-134; Kawakami, *op. cit.*, p. 485; 『東棉』 117ページ; 『日本経済年報』13号 73~74ページ; 『外交時報』1934年2月1日号 135ページ。

1933年に成立したインドの産業保護法によりインド政府は緊急事態には立法を待たず、関税率の変更を行なう権限を付与された (Hubbard, *op. cit.*, p. 265 参照)。日本国内の新聞論調は『大日本紡績連合会月報』〔以下『紡連月報』と略称する〕488号に見られる。ボイコット宣言の本文は『紡連月報』489, 507号に収められている。このボイコットは1934年1月初めまで続けられた。

(注8) 『日本経済年報』13号 73~74ページ。牧野は外交官出身、元外相であったが、イギリスの外交担当者はいちように彼を稳健派・国際派の人物で「皇室の背後にある勢力」とも見ていた。Memorandum by Simon (August 21, 1933) in Snow to Simon (August 29, 1933) BT 11/219 (F6141/1203/23).

(注9) 『紡連月報』491号。

(注10) Kawakami, *op. cit.*, pp. 485-487; 下田正美『印棉不買と大阪』大阪都市協会 1933年 10~13ページ; *The Economist* (London) (June 17, 1933), p. 1297; 『紡連月報』491号, 『日本経済年報』14号; 『東棉』 120ページ。

II 交渉の経過

ロンドンの経済誌『エコノミスト』は、1933年8月日印会商を評して、「日本が輸出貿易の現状維持をめざし、インドは自己の国内市場を保持し、ランカシャは失地回復をはかろうとする——三つ巴の通商をめぐる争い」と書いた(注1)。

日英関係が緊張するなかで、日本政府としては、是れとも会商を解決にもっていくよう願った。そのことは次の事実にも示されている。すなわち、首席代表と決った沢田節蔵無任所大使が出発挨拶のため宮中に参内したさい、牧野伸顕は沢田に対して、現在日英関係は「転回点」にさしかかっており、この度の任務は単なる通商交渉にとどまらず、最上級の政治性を帯びた使命であると念を押した。会商は政府・民間の二つのレベルで行なわれることもあって、日本から派遣されたメンバーの数は50名にもものぼった。国民の間では、今回の経済戦争はイギリスとインドが共謀して日本に仕掛けてきたものであると信じられており、ナショナリズムが高まっていたが、とくに右翼は、使節団がもし、「屈辱的な条約」を結んで帰国した場合、神戸港でテロ行為を行なうと公言するような雰囲気すらあった(注2)。

会議を成功させたいという気持ちは日本と同様にイン

ドにも強かった。それは、第1に、既述のごとく日本業界の不買運動によってインド側が苦境に立たされていたからであり、第2に、この会商がインドで行なわれた最初の本格的な国際会議であったからでもある。それは7名のインドの閣僚のうち、3名が代表団に名を連ね、首席代表は鉄道通商大臣のジョセフ・ボアア (Sir Joseph Bhore) がつとめたことにも示されている。さらにイギリス側からインド交渉団を補佐する役目を帯びて、インド駐在高等商務官トマス・エインスコフ (Sir Thomas Ainscough) と東京の大使館からサンソムが急きよ派遣された(注3)。

この会商の開催以前に、イギリス、インドの実業家の間での民間レベルの話し合いが一応のまとまりをみせており、それはこの年10月にリース＝モディー協定 (the Lees-Moddy Pact) として成立するのである(注4)。一方10月には日英間の民間レベルの会談も行なわれた。しかしこれはたちまち暗礁に乗り上げ、以後はもっぱら日印間の政府代表同士によって交渉は進められた (日印間に協定のめどがついたあとは、日英会商がロンドンで予定されていたが、これは民間会商となった)。

シムラ会商のスタート前に、日本代表に対して外務省訓令として示された綿布に関する交渉方針案の骨子は次のようなものであった。

(1) 日本製綿布に対するインド輸入関税率を従価50%に引下げを要求する。これに対しインド向けの綿布輸出数量の統制を日本側が自主的に行なうことを約する。

(2) 先方が、税率引下げに同意した場合——綿布の統制数量は1932年における輸出数量を主張し、やむをえない場合には、最近3カ年間または5カ年間の平均値とする。

(3) 先方が税率引下げに応じない場合——現行の75%を据置きにし、そのかわりに輸出量には制限をもうけないよう約束させる。ただし輸出制限量を1932年の数量に定めることは可能とする。

(4) イギリス品と日本品の間の税率の差については触れない。

(5) 価格統制についての協議は避ける(注5)。

大体以上のような内容であったが、ここで日本側がインド綿買付に関して特別の方針を用意していなかったことに留意しておきたい。

9月25日、いよいよ第1回本会議が開かれ、沢田首席代表はインドに対して年間綿布輸出のクォータ (割当数

量) として、5.78億ヤード、税率従価50ないし52.5%を提案した。インド側はこの案を即座に拒絶し、対案を示したが、それは日本側の予期していなかった「リンク」(連結) の概念を基礎に置いたものであった。すなわち、日本が125万俵のインド綿を買えば、インドは日本の綿布3億ヤードを輸入し、日本がそれを越えて、1万俵買うごとに、インドも3.5億ヤードの上限に達するまでに輸入を増やすというものであった。しかし日本側としては、リンクの考え方そのものに反対であったし、3億ヤードという数字はあまりにも小さかった。かくて、会商は中断された(注6)。インド側はしきりに日本のボイコットを気にしており、沢田代表以下日本側は、この大きな武器が自分たちの手のうちにある以上、焦るにおよばず、さしあたっては議事の進行を急がない方がむしろ得策であるとさえ感じていた(注7)。

サンソムは主として外交的見地から、交渉が速かに進捗することを望んでいたが、これは東京のイギリス大使館や本国の外務省の考え方と軌を一にするものであった。大阪のイギリス総領事からの電報でも、大阪の財界が、不買が長期にわたれば、それだけ効果が高まり、日本の立場を強化すると考えている様子が伝えられ、日本側は交渉の長期化を全く意に介していないことをサンソムも承知していた。民間レベルの会議の最中、日本側の業者代表はすこぶる非協力的であるとサンソムには思えた。とくにそのなかでも、鐘紡の2社員は「頑固」であったが、かれらの背後にサンソムは社長津田信吾の影を見たのであった(注8)。

サンソムは滞日30年の知日派で「不必要に日本人のメンツを傷つけるような交渉は、いたずらに日本国内のナショナリスティックな反動分子の立場を強めるのに役立つのみ」であると信じていた。したがって、日本の軍国主義者などが霞ヶ関の「軟弱外交」を攻撃するのを牽制するためにも、日本側に若干の譲歩を与えねばならないと考えた。しかしこの譲歩は、「立派な皿にのせた小さな贈物」程度の「日本人の顔を立てる」に十分なものであればよいであろうと思った。サンソムは大英帝国の利益を高所から眺める立場に立っており、そのためインド以外のイギリス勢力下の輸出市場の維持にも意を用いていた。インドで日本商品を完全に閉め出せば、それは他の地域に流れてゆくであろう。その意味では、インドで日本に対するある程度の譲歩も必要であろうと、サンソムはインド到着以後より予想した。したがってインドが細かい数字にこだわって、その結果、会議があまり長び

くのは賢明でなく、インド側がいま主張している3.5億ヤードのかわりに、過去5年間平均の3.75～4億ヤードの線で交渉を進めるようインド代表を説得した(注9)。しかし、インドにとどまっていたランカシャの綿業団はサンソムの行為を面白く思わず、ランカシャの圧力を受ける立場にあるイギリス本国の貿易省などはサンソムがあまりインド側に譲歩させるように働きかけないよう気を揉んだ(注10)。

会商の場所がデリーに移された10月20日すぎころから、日印会商はいよいよ山場をむかえた。この時点においても、大阪の綿業界はまだリンクについては強硬な反対を示していた。しかし日本政府は妥協案を作成し、この条件を業界が受け入れるよう努力を傾けていた。その妥協案の内容はリンクを認め、綿布数量は、最近5カ年間の平均値に近い4億ヤード前後とし、インド原綿の数量は100万俵とすると決め、もしインド側が、最初と同じく125万俵に固執するなら、日本側は4.5億ヤードを主張せよ、というものであった。このころ、デリーの日本代表にはインド側の新提案が示され、150万俵のインド綿と4億ヤードの日本綿布のリンクが要求された。日本政府は、日本側の妥協案を業界に呑ませるため、このあと全力を傾注することとなる。10月も終わりに近づくと、インドの新聞は大阪業者の強情な態度について、センセーショナルに書き立て、交渉はちかく決裂するであろうとの噂も流れ始めた(注11)。前述のごとく、サンソムは日本業界およびインドに滞在中の民間代表の強硬な態度を苦々しく思っていたが、このころには、沢田代表やインドにきていた国際派財界人の角野重九郎なども、かれらのかたくなな態度にうんざりしていた。沢田は、日英関係改善の見地からも交渉妥結を強く望んでおり、本国への報告のなかで、妥協してほしい旨を述べていたが、10月31日着信の電報で広田外相に、もし業界が妥協しなければ、「最早本会議の決裂を覚悟する以外なかるべし」と訴えた。かれには、交渉を決裂させ、せっかくこれまで発展してきた日印間の通商関係の土台を突きくずしてしまうにはしのびないと思えたからである(注12)。

10月30日、31日の両日、大阪に政府関係者が出向いて業界人との折衝が行なわれた。業界代表は依然、リンクに強硬な反対を示した。しかし、業界内「穏健派」は4億ヤードの数字は止むを得ないとも考えた(注13)。日印会商を難航させたいま一つの問題は、インド側が輸入綿布を生地、晒など四つのカテゴリーに分け、それぞれの品種ごとに割当数量を設定しようとしたことである。日本

の業界はこれにも難色を示した。

1904年の日印通商条約が1933年の4月に破棄されたあと、この条約の失効はインドによりすでに1カ月延期されていた。10月10日の期限がくれば、無条約状態となるわけであったが、もしこの日までに日本がインド案を受諾しないとインドは交渉を打ち切るかもしれないと、日本政府は懸念した。このような状況のなかで、東京の政府関係者は懸命に大阪の業界代表の説得に当たった。11月6日第1回官民協議会なるものが東京でもうけられ、翌日には中島久万吉商工大臣が京都まで出向いて関西財界人と懇談した。明けて8日、第2回官民協議会が行なわれ、ここでやっと業界代表は、割当数量4億ヤードに同意した。リンクの考えも受け入れることとなったが、日本の輸入すべきインドの原綿は135万俵を上限として押す最終案を決定した。また品種4分制にも一応納得を示した(注14)。

ところが、デリーにおける11月15日の会談で、インド側は日本のこの最終案を拒否した。インドは依然として150万俵と4億ヤードとのリンクを主張し、日本側の提示した135万俵とが噛み合いを見せなかったのである。ここで交渉はまたもや膠着状態に陥るかに見えたが、同月21日、日本が新たな妥協案を示すにいたり、突破口が開かれた。そのなかで、日本はインドの要求する原綿150万俵を受け入れ、これと綿布4億ヤードとをリンクさせることとした。それに対し、インド側は4億ヤードの数字を納得し、同時に、関税率を75%から50%に下げること、および、条約に最恵国待遇条項を挿入することにも同意した(注15)。

品種別割当量に関する問題は残されていたが、これで大勢が決したかに見えたので、翌日(22日)、広田外相はスノウ・イギリス代理大使と会見し、上記の条件のもとに円満解決を依頼した。ところが、大阪の業界はこのニュースに強い拒絶反応を示し、集会を開いて広田の「軟弱外交」を攻撃した。集会の中で、鐘紡の津田が抗議の意志表示として民間代表がデリーから引き揚げるよう命令する電報をうつ一幕もあった。マスコミも強硬で日本政府が譲歩しすぎたと非難する始末で、みな一様にインドの強い態度はイギリスからの圧力のせいであると信じた。大阪業界がこのように強硬であった背景には、最近のドルの急落で、日本はアメリカの原綿を割安に入手できたことと、ちょうどこのころ新しく収穫された綿花が世界市場に出回っていたことなどの事情があったのである(注16)。

インド政庁の置かれた立場は、日本側のそれよりいっそう厳しいものであった。インドはちょうど綿花の収穫期を迎えていたが、もし会談が決裂し、日本のボイコットがそれ以後継続された場合、インド経済が壊滅的な打撃を受けることは間違いなかった。すでにマドラス地方では農産物価格暴落のため、農民暴動寸前の状態にあった。綿花栽培者とは立場を異にしたボンベイなどの綿布製造者はインド政庁の日本に対する「弱腰」を激しく攻撃していたが、11月に農業危機兆候が見え始めるにつれ、かれらもインド代表団の立場にかなり同情的になった。こうしてインド政庁は日本への妥協を真剣に考え始めた(注17)。このときにいって、しかしイギリスが待ったをかけたのである。

イギリスのインドに対する干渉は品種別割当制に関し行なわれた。日本は上記のように、ついにインドの主張する品種4分制について受諾の意を示したものの、その割当比率をめぐって相手には大きな隔りがあった。日本側は平織生地42%、晒21%、他の2品種は37%を主張したのに対し、インド側はそれぞれ、49、8、43の比率を要求した。ここで明らかなように、晒をめぐって日印間に大きな立場の相違が見られた。晒の部門は日本が過去2年間、インド市場でもっとも伸長を見せたもので、その将来には大きな期待がかけられていた。ところが、ランカシャの綿業者は、この晒のカテゴリーでは、絶対に譲れない気持ちであった。その後、日本は晒の割当比率を21%から18%（総量4億ヤードが承認されたとして、そのうちの7200万ヤードに当る）に要求を下げた。これに対しイギリスは、8%（3200万ヤードに当る）の線をインドが固執することを期待していたが、インドの方は11月末までには15%（6000万ヤードに当る）まで譲ることを秘かに考えるようになった。

この品種割当をさらに複雑にしたのは品種間融通率(tolerance)の問題であった。日本は平織生地のカテゴリーでは、インドの高い税率のため、割当量を満たせないと考え、このカテゴリーから輸出増加を強く望んでいた晒を一定量融通したい意向をもっていた。そのため、綿布4品種間において、総量4億ヤードの10%に当る4000万ヤードの限度内で、相互に割当量の増減を行なうことを要求した。イギリスは、これを割当制を骨抜きにする「抜け穴」であるとして強く反対していたが、いっぽうインド側は妥協的であり、5%に限り品種間融通を認めてもよいと考えていた(注18)。

イギリスの貿易省はかねがねランカシャ綿業者の強い

圧力のもとにあったが、この晒の問題でとくにインドが譲歩を行なった場合、イギリス政府はランカシャからの厳しい批判にさらされることを憂慮した。いまインド側が、国内の農業危機の兆候を目前にして、日本について「屈服」しそうな気配を感じとったランカシャは、貿易大臣ウォルター・ランシマン(Walter Runciman)に働きかけを行ない、ランシマンはついにホア・インド大臣を通じて、インド政庁に「一歩も退くな」と命じた(注19)。

この期に到り、マクドナルド首相(Ramsay MacDonald)は日印会商についての検討を行なうため、11月28日に特別閣議を招集した。目下進行中の日印会議をいかにして遅延させるかが、現実の問題として取り上げられたのである。閣議は穏健派の外務省、インド省、大蔵省と強硬派の貿易省、植民地省に分れた。サイモン外相はいうまでもなく、日英関係を気を使っており、日本の外務省が日印会商の難航ぶりをイギリスの干渉のせいであると批判し、さらにイギリスの「不信行為」などの言葉でイギリス非難をはじめたことに対して鋭く神経を尖がらせていた。ホア・インド大臣は、当然、インド国内事情、とりわけ「綿花栽培の苦境」に心労していた(注20)。

強硬派はランカシャの圧力をもろにうけているランシマンとカンリフ＝リスター植民地相(Sir Philip Cunliff-Lister)であった。ランカシャの利益を守ろうとするかれらの論拠は、主としてオタワ協定にあった。つまり、インドはオタワ協定により、亜麻仁、銑鉄、ジュートなどにおいて利益を受けているが、それに見合う努力をしていない、もっとランカシャの綿布その他のイギリス製品の輸入に努むべしというものであった。オタワ会議以来、イギリス国内のさまざまな業界はそれぞれの利害関係に基づいて不満を述べていたが、その矢面に立たされていたのが、ランシマンやカンリフ＝リスターであった。そしてかれらが恐れたことは、この時点でランカシャの繊維業者が、これらの業者とオタワ協定反対のために共同戦線を張ることであった。カンリフ＝リスターはイギリスの利益は、日印会商において「インドの利益に次いで、2番目の位置を占めるよう主張すべき絶対的な権利」を保有していると力説した。首相も強硬派の意見に同意し、結局特別閣議はホアがデリーに宛て、会商の一時延期を命ずる電報をうつことに決定した。同時に、チェンバレン蔵相(Neville Chamberlain)の意見に基づき、「インド綿に関する内閣委員会」の設置を決めた。委員会は5名の閣僚をそのメンバーとし、この日印会商引き延ばしの結果、もし決裂となった場合、どのようにインドの救

済を行なうかについての方策を練ることを目的としていた(注21)。

閣議の決定にしたがって、ホアはインド総督に宛てて、日本側に今直ぐ回答することを控えるべしとの電報を発信した。この中で、議会内のランカシヤ地方選出議員からの「激しい突き上げ」のため、もし品種間融通率10%が日本に与えられた場合、英印関係はひどく悪化するし、それは懸案のインド統治法の改正に悪影響を及ぼすであろうと脅かした。これに対するインド総督からの返電は憤満にみちたものであった。イギリス政府は「二義的な重要性しか有さない事柄で事態を危機的状況に追い込み、会商決裂のリスクを冒そう」としている、とかれらの電文で非難した。インドの日本への譲歩がランカシヤに与えるかもしれぬ影響は、ほんのわずかである。しかし、これによってインドの受ける影響は、日本のボイコットによる新しい収穫分の余剰綿花の抱え込み、そしてそれ以上に恐るべき関税戦の長期化である。この年、インドは日本へ25万トンの銑鉄の輸出を見込んでいた。もしオタワをうんぬんするのであれば、イギリスも同じく利益を得ているのである。事実、インドによるイギリス製品の買付けはイギリスのインド品買付けを金額で上回っている。このようにインド総督は、同じ電報のなかでイギリスに憤満を述べた。しかし、果てしない水かけ論を打切る意味で、もしイギリスの会談引き延ばしが決裂をもたらした場合、イギリス政府がインドの損失を補償することを要求した。そして日印条約が締結された場合、日本が買付けるインド綿は250万俵と見積った。早速、12月1日、内閣委員会はこの総督の提案を検討し、最高150万俵までの損失を補償する旨、インドに約束すると決定した(注22)。

この間、11月21日以来、日本代表は会議のない日々を焦燥をもって送っていた。12月4日、ようやく会商は再開されたが、日本側代表の前に立ち現われたインド首席代表のポーアは、態度が一変して強硬であった。かれは日本の最終案にあるすべての条件をインドは受諾できないと沢田に告げた。イギリス政府からの保証については明かさずに、インド政府は必要とあらば、綿花栽培者に金融的援助を行なう決意があるともポーアは述べた(注23)。

インドが日本代表を長い間待たせたあげく、その最終案を蹴ったとのニュースは大阪を憤激させた。紡連は大阪で特別集会を催し、デリーの民間代表の一斉呼び戻しを決議したが、これはまたインド側をいたく刺激することとなった。日本政府は、官民協議会を7日東京、9日

大阪で開く一方、商工大臣はひろく国際関係のうえから、日印会商の成功がいかに重大な意味を持つかを説いて、業界がインド最終案を呑むよう説得した。政府のこのような努力は遂に効を奏し、業界代表はデリーの日本代表に一任するとの態度をとった。その背景の一つには、ボイコットの継続に対する業界の不安があったと思われる。というのは、中小メーカーなど当初よりインド綿花不買に対して消極的であったが、ボイコットが開始されたあと、予想されたとおり、これらの中小メーカーは大手のメーカーに比べ大きな損失を蒙り、強い不満をもつようになっていた。したがって、不買が長引けば、日本の業界の足並みが乱れてくる恐れが十分にあった。現に、東京駐在のインド系輸入商が日本の中小メーカーに、かなりの数量のインド綿を売ったことが報じられていた(注24)。

12月11日、沢田はポーアに対して、もし日本政府が大阪綿業界の抵抗を押えることができ、そしてインドが日本側の面子を立てるような、若干の譲歩をしてくれれば、日本はインド案を受諾すると伝えた。ポーアは日本政府の置かれている苦しい立場を理解していたので、ロンドンのホアへの電報で、インドは「あまり重要でない」提案個所の修正を行なうつもりであると伝えた。20日、ポーアは沢田にもし日本政府が大阪のボイコートを10日以内に停めさせるならば、少し譲歩すると回答した。これは日本に決裂か妥協かの選択を迫るいわばインド側の突きつけた最後通牒にも等しいものであった。このあまり重要でない譲歩とは、晒の品種別割当8%には固執するけれども、晒または縁付生地の融通率を日本の要求した10%より多い20%にする(注25)ということであった。インドは晒の品種別割当比率15%を与える用意をしていたのであったが、イギリスの要求により、保証を与えられればイギリスの望む通り、8%で突っ張ねることを決定したのである(注26)。

日本では、政府関係者は業界の最後の説得に努めた。中島商工大臣がまた大阪に赴いたりした。閣議では首相や蔵相が、目下世界中に拡がっている反日感情を緩和することの必要を力説した。中島はそのあと公式声明を発表し、世界に起っている排日貨運動、日本の経済的孤立化、そして近年の日英関係の悪化について述べ、日印会商が決裂した場合、日本が直面しなければならぬ深刻な結果について説明した。ここにおいて、ついに大阪業界は抵抗を止めた(注27)。

翌年(1934年)、1月5日に日本政府はインドに対して

正式に協定の条件を承認した。翌日、紡連は特別会議を開き、1月8日をもってボイコットを停止することを決議した。インドはこれに応じて関税引下げを発表した。その後も細部の調整が行なわれ、4月19日に新しい日印通商条約(1937年3月31日まで有効)と議定書の仮調印が行なわれ、7月12日にロンドンにおいて正式調印がとり行なわれた。新条約の骨子は次のようなものであった(注28)。

(1) 最恵国待遇。

(2) インドの日本綿布に対する関税率は従価50%とする(これにより、イギリス綿布との差は25%に縮まった。この条件は、1933年10月にランカシャとボンベイの綿業者同士のあいだで結ばれたリース=モディー協定の主旨に沿うものであった)。

(3) 日本は年間1.25億ヤードの綿布を無条件にインドに輸出することができる。もし日本がインドから綿花100万俵を買えば、日本のインド向けの綿布輸出の枠は3.25億ヤードとされる。日本が100万俵を越えてさらに1万俵のインド原綿を輸入するごとに、最高限度4億ヤードに達するまで、それぞれ150万ヤードの綿布をインドに輸出できる。

(4) 綿布割当量の品種別区分を4種類とし、それぞれ比率を、平織生地45、緑付生地13、晒8、色物34%とし、融通率は、緑付生地または晒のいずれかの品種からの融通数量は、その割当量の20%を越えず、他のいずれかの品種からの融通数量は、その割当量の10%以内とする。

(注1) *The Economist* (London) (August 5, 1933), p. 276.

(注2) Sansom's memorandum (August 21, 1933), BT 11/219; 通産省商工政策史編纂室『史談会連記録』のうち第9回「満州事変より日華事変」(1948年)——資料番号1425〔以下通産省1425と略称する〕。このシリーズは土屋喬雄氏が戦後になって、戦前の商工省の中堅政策担当者で行なった座談会形式のインタビューを鉛筆で速記したものである。ここで筆者が資料調査にあたり、通産省商工政策史編纂室の方よりうけたご厚意を感謝したい。

(注3) 通産省1425, 沢田節藏「日印会商雑感」(『中央公論』1934年7月号) 235ページ; 『外務省公表集』13 (1934年) 14ページ; 『日本経済年報』14号 315ページ。イギリス側のメンバーについては Simon to Snow (August 10, 1933) BT 11/219 (F5137/1203/23); Katharine Sansom, *Sir George Sansom and*

Japan: A Memoirs (Tallahassee, Fla.; Diplomatic Press, 1927), pp. 70, 74 によれば、サンソムは「インド政庁へのアドバイザーとして、また同時にイギリス政府の利益の代表者」としての「二重の役割」を帯びていた。さらにかれば「インド人、日本人、イギリス人の3国民の間の連絡係」をもつとめた。Conference Minute (August 19, 1933) BT 11/219 において、イギリス貿易省はサンソムに「イギリスのために日印会商の政治的側面」に注意警戒するよう命じている。日印会商は最初、インド政庁が夏期に執務をとる北部のシムラで開始され、10月20日すぎに首都デリーに場所を移すまで続けられたため、一般にシムラ会商の名でも呼ばれた。

(注4) 英印民間協定については『日本経済年報』14号 312~323ページ; Drummond, *op. cit.*, p. 134; Redford, *op. cit.*, pp. 286-88; 松山(ロンドン)より広田(東京)(1933年11月17日)大蔵省昭和財政史資料〔以下大蔵省と略称〕4-139。

(注5) 内田外相より斎藤首相(1933年8月21日)大蔵省 4-142。

(注6) 長谷川進一「日印会商の外交戦略」(『外交時報』1934年2月1日号) 136~137ページ; Sansom's official diary (October 5, 1933) BT 11/219。

(注7) 沢田(シムラ)から広田外相(1933年9月30日着電)大蔵省 4-138。

(注8) Sansom's official diary (October 2, 1933) BT 11/219; 同 (October 13, 1933) BT 11/219。また Snow to Simon (August 29, 1933) BT 11/219 (F6190/1203/23) 参照。

(注9) Sansom to Crowe (August 17, 1933) BT 11/219; Sansom's official diary (October 7 and 14, 1933) BT 11/219; Snow to Simon (August 23, 1933)。

(注10) October 31, 1933 (p. 345) L/E/9/1244 Coll. 157 File 8/L India office。

(注11) Sansom's official diary (October 28, 1933) BT 11/219; Sansom to Simon (November 20, 1933) BT 11/219 (F7934/1203/23); 沢田(デリー)より広田外相(1933年11月3日)大蔵省 4-139。

(注12) 沢田より広田(1933年10月30日, 31日および11月3日)大蔵省 4-139; Sansom's official diary (November 20, 1933) BT 11/219 (F7934/1203/23)。大倉組副社長、角野重九郎は日本財界国際派の代表的

人物のひとり、日印会商より少し前に開催されたロンドンの世界経済会議にも経済顧問として出席し、その帰途、インドに滞在した。サンソムは角野を妥当な解決を目指して綿業界代表と日本政府の間のとりなしのできる立場にある人物として期待した (Sansom's official diary [October 23, 1933] BT/219 参照)。

(注13) 広田より沢田 (1933年10月27日) 大蔵省 4-138。

(注14) 長谷川 前掲論文 137ページ; 『日本経済年報』14号 316~317ページ; *The Manchester Guardian*, November 4, 6 and 7, 1933.

(注15) 長谷川 前掲論文 137ページ。

(注16) 同上; Snow to Viceroy (November 24, 1933) BT 11/219; Orde to Runciman (November 28, 1933) BT 11/219; Ainscough to Edgcumbe (November 27, 1933) BT 11/219.

(注17) Viceroy to Hoare (November 28, 1933) CAB 27/556; Sansom's official diary (October 28, 1933) BT 11/219.

(注18) Viceroy to Hoare (November 30 and December 1, and 13, 1933) CAB 27/556; 長谷川 前掲論文 137~138ページ, Bisson, T. A., "Japan's Trade Expansion." *Foreign Policy Reports* (October 10, 1934), p. 203 などによった。

(注19) CAB 23/77 (November 28, 1933) p. 1; Simon to Snow (November 28, 1933) CAB 27/556 (F7336/1203/23).

(注20) Minutes of special cabinet meeting (November 28, 1933) CAB 23/77.

(注21) Ibid. この内閣特別委員会は 大蔵大臣, 外務大臣, インド担当大臣, 植民地大臣, 貿易大臣より構成された。

(注22) Hoare to Viceroy (November 28, 1933) CAB 27/556; Simon to Snow (November 28, 1933) CAB 27/556 (F7336/1203/23); Viceroy to Hoare (November 30 and December 1, 1933) CAB 27/556; CAB 27/556 IC (33) Series, December 3, 1933; Viceroy to Hoare (November 28 and December 3, 1933) CAB 27/556; CAB 23/77, 68 (33) 12, December 6, 1933, p. 351.

(注23) CAB 23/77, 68 (33) 12, p. 351.

(注24) 沢田より広田 (1933年12月3日) 大蔵省 4-140; 長谷川 前掲論文 137~138ページ; *The Man-*

chester Guardian, December 7, 11, 1933.

(注25) 融通率10%ということは、全体の輸出枠を4億ヤード、晒の割当比率を8% (すなわち4億ヤード×8%=3200万ヤード) とした場合、この3200万ヤードの10%にあたる320万ヤードを意味し、結局3200万ヤードから3520万ヤード (3200万ヤード+320万ヤード) への増加となる。これはいいかえれば、輸出枠4億ヤードの8.8%である。同様に、もし融通率が20%ならば、晒の融通率は640万ヤードで3200万ヤードから3840万ヤードへの増加を示し、これは具体的には全体の4億ヤードの9.6%を意味する。

(注26) Viceroy to Hoare (December 13 and 20, 1933) CAB 27/556.

(注27) *The Manchester Guardian*, January 6, 1934.

(注28) 沢田より広田 (1934年1月4日) 大蔵省 4-141; 『紡連月報』496号; *op. cit.*, p. 227; Drummond, *op. cit.*, p. 135, また Ethel B. Dietrich, "British Commercial Policy at the Crossroads," *Far Eastern Survey* (March 23, 1938), p. 63 を見よ。

おわりに

日印会商は双方の努力にもかかわらず、ほとんどすべての関係者を失望させた。

(1) 日本の綿業界のみならず、一般世論も日印会商における日本外交は完全な失敗であったと結論した。綿業界はとくにこの条約にひそむ片務性の不合理さを強調した。つまり、1年のうちに、日本がインド綿を150万俵以上買っても、日本はインドに4億ヤード以上の綿布の輸出を許されていない、というのであった。これによって、日本のインドに対する感情は好転しなかった。日印会商もいよいよまとまろうとした12月22日、突如インド政庁は、日本の雑貨に対して最高350%の禁止的な関税をかけることを発表した。広田外相は、新日印条約に対して喜びの気持ちを表明したばかりであったが、この新たなインドの措置に対して「全く裏切られた感じである」と告白したと伝えられている。日本国内の代表使節に対する感情は険悪となり、沢田代表一行が帰国したときには、激昂した群衆から警官隊が代表を守らねばならないような始末であった(注1)。

(2) インドの綿業者は、インド政府は日本に対して譲歩しすぎたとの感じを抱いた (サンソムも最高限4億ヤ

一の数字は、十分な譲歩であると考えた)。とくに、最恵国待遇は日本により多くの利益をもたらすものであるとの考え方がかれらの間で支配的であった。また日本は今後インドにおける輸出縮小を回避するため在華紡を通じて、インドに進出を企てるかもしれないし、あるいは輸出数量が限定されていないレーヨンに輸出の重点を移すかもしれないと憂慮した。ただひとり、インドの綿花栽培者のみ、向う3カ年間日本からの買付が保証され満足したのである(注2)。

(3) ランカシャの綿業者は、最も満足を示してよいはずであったが、実際には日本綿布に対する税率などに対して不満を持ち続けた。かれらはインドの綿布市場は、インドの国産品と日本からの輸入品とで埋められ、ランカシャの活動の余地がないのではないかとこの恐れを依然として捨てなかった(注3)。

日印会商は、多くの意味で、1930年代の国際政治経済の方向を象徴するものとなった。

(1) まず、それは1933年夏のロンドン経済会議挫折後の世界における経済ナショナリズムへの傾斜を反映するものであったが、とくに多国間貿易バランスの調整から、リンクなどに表われた2国間均衡主義、そしてさらにパートナー貿易システムへの動きを示すものであった。また自由貿易主義時代の関税による輸入制限から、より直接的な数量制限への移行が現れたことも見逃すことができない。

(2) 貿易制限は、日本国内において政府による対印度綿布輸出組合などの輸出入組合結成、その他の貿易面での規制強化への動きにつながった。

(3) 日本の新聞や一般世論は、イギリス政府がランカシャの利益擁護のため、陰でインドを操っているとの誇張された印象をもっていたが、イギリス政府が最終段階でインドに強い圧力をかけたという意味では、日本人の単純な確信も全く的はずれではなかったといえるであろう。上にみたように、ランカシャ綿業界の強い圧力にさらされた貿易省、植民地省などのイギリスの政府当局は、日英関係の悪化を危惧する外務省などの穏健派をおさえて、インド政府に影響力を行使し、日本の要求をはねのけることに成功した。そのさい、帝国内の利益を優先させるべしとの議論や、インドがオタワ協定から利益を得るばかりで、あまり貢献をしていないと非難することによりインドをイギリスの希望する方向にしたがわせようとしたことは、この時期の強まるブロック経済主義の文脈のなかでとくにわれわれの興味をひくものであ

る。

日印会商の最中、サンソムは日本人がいま「強い疑惑心、戦闘的な気分、そして大英帝国その他が共同して日本の経済的封じ込めを試みようとしているのではないかとの無理からぬ恐怖感」を抱いているとの観察をなし、日本人が「びんの中に密封されてしまった」ような気持ちにさせるべきではないと強く感じた(注4)。とくに、イギリスのオタワ協定による連邦内の結束は日本人の眼にも明らかであったし、イギリスの現状維持勢力としてのイメージは強まり、日本人のあいだにブロック経済化の考え方を強める働きをなした。このことを考えるとき、日印会商が日本人に与えた心理的影響という点で、この会商の重要性を強調せざるを得ないのである。

(注1) 『日本経済年報』15号 228~230ページ；*The Manchester Guardian*, February 23, 1934；『東綿』119ページ；通産省商工政策史編纂室資料番号1433『史談会連記録』貿易分科会(第2回)(1949年12月2日)。

(注2) Hubbard, *op. cit.*, p. 277; *The Manchester Guardian*, January 14, 1934; 沢田 前掲書 236~237ページ。

(注3) 同上。

(注4) Sanson to Simon (November 20, 1933) BT 11/219 (F7934/1203/23)。

〔付録〕 日印会商にいたる過程

1930年4月	インド綿業保護法を施行——綿布関税をイギリス製品に従価15%、その他の国の製品に20%
1931年3月	イギリス品20%、その他の国25%
1931年9月	イギリス品25%、その他31.25%
1932年8月	イギリス品すえおき、その他50%
1933年4月	イギリス政府、日印通商条約破棄。インド産業保護法を公布
1933年6月	イギリス品すえおき、その他75%
1933年6月13日	日本綿業者、インド綿不買を決議

日印会商交渉経過

1933年	
9月20日	打合せ
9月23日	予備会議
9月25日	本会議開催

研究ノート

- 9月27日～10月17日 第3回～第9回会議
10月13日 専門委員会
10月18日 沢田一ポーア私的会見
10月19日 沢田一ポーア第2次会見
10月22日 日本側交渉代表部デリーに移る
10月22～28日 沢田一ポーア第3次～第6次会見
10月30日 第10回会議
11月4日 沢田一ポーア第7次会見
11月6日 第11回会議
11月7日 沢田一ポーア第8次会見
11月9日～12月4日 第12回～15回会議
1934年
1月5日 交渉成立
1月8日 日本インド綿不買を撤回、同時にインドの綿布関税が従価50%に回復
4月19日 シムラで日印通商条約仮調印
7月12日 ロンドンにて日英両国代表により条約署名調印
9月14日 日英両国により批准・実施される
(資料: 大蔵省財政史室所蔵「昭和財政史資料——日印会商関係昭和第4号 141冊」)

日印会商交渉代表団

日本側

- 沢田 節 蔵 (特命全権公使)
寺 尾 進 (商工省貿易局長)
三宅哲一郎 (カルカッタ総領事)

顧問 (民間代表者)

- 伊藤・岡田その他 (大日本紡績連合会)
門野重九郎 (日英民間会商への代表)
松山晋次郎 (在イギリス商務官)

(資料: 日本学術振興会編 (外務省監修) 『通商条約と通商政策の変遷』世界経済調査会 1951年 904～905ページなど)

インド側

- Sir Joseph Bhore, Member of the Council for Railways and Commerce
Sir Frank Noyce, Member of the Council for Industries and Labor
Sir Fazl-i-Husain, Member of the Council for Education, Sanitation and Land

顧問 (イギリス人)

- Sir Thomas Ainscough, the Senior British Trade

Commissioner in India

George B. Sansom, Economic Counsellor at the British Embassy in Tokyo

(資料: 外務省『公表集』13(1934年), および Simon to Snow (August 10, 1933) BT 11/219 (F5137/1203/23) など)

〔付記〕 1930年代の日英米間の貿易摩擦の問題を研究テーマと決めた初期の段階で、東京大学教授中村隆英氏に日本における資料についてご指導を賜ったことをここに記して感謝いたします。本稿について広島大学教授長井信一、同助手館山豊の両氏、および本誌の編集部のかたがたに有益な助言をいただいたこともあわせてお礼申し上げます。

(広島大学助教授)